

スタジアム検査要項 [2014年度用]

スタジアム名

検査基準
 O=必ず具備しなければならない条件
 A=2015年6月までに必ず具備しなければならない条件
 B=2017年6月までに必ず具備しなければならない条件
 ***=具備が必要とされるもの、期限については今後検討を続けていく条件
 *新設、大規模改修に着工が確定している場合を除く
 C=具備することが望まれる条件

検査項目

	必須とされる設備	内容	検査基準	備考		
I スタジアム規模	1.入場可能数※	J1は15,000人以上、J2は10,000人以上(芝生席はカウントしない)	O			
	2 座席	観客席	椅子席で、10,000席以上の座席があること(ベンチシートは1席あたりの幅を45cm以上とする)	A	個席: 席	
			全席個室であること	C	椅子席: 席	
			どの座席からも、ピッチ全体が見渡せること	O	立ち見: 席	
			すべての座席に番号を分かりやすく付けること	***		
	2 座席	車椅子席	介助者の椅子を備えること	O	ホーム用: 席	
			観戦の際の安全が確保されていること	O	ビクター用 席	
	2 座席	VIP席	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで個席50席以上設置すること	***	席	
			80席以上設置すること	C		
	2 座席	マッチコミッショナー席(含・アセッサー)	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること	O		
机付きで4名着席でき、ピッチの笛が聞こえること(マッチコミッショナー、補助員、審判アセッサー、副審アセッサー)			O			
2 座席	記者席	テレビモニター(共聴回線)、LAN回線を設置すること	C			
		メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで80席以上設置すること	***	席		
3.屋根		ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机と電源を設置すること	O			
		できるだけ多くの観客席を覆うこと。新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、原則として屋根はすべての観客席を覆うこと	***			
		すべての観客席を覆うこと	C			
4.照明		屋根または照明に避雷針を備えていること	O			
		ピッチ内のいずれの個所においても照度1,500ルクス以上の明るさを保持し、均一であること	O			
II 競技用設備	1 ピッチ	寸法	105m×68m	O		
			天然芝	平坦であること	O	
				常緑であること	O	
				水はけが良いこと	A	
	1 ピッチ	予備エリア	原則としてピッチの外側にそれぞれ5m以上、ただし陸上競技兼用の場合はそれぞれ1.5m以上(したがって、陸上競技兼用の場合は縦長108m以上、横幅71m以上の芝生部分を確保すること)	***		
	2.ゴール		白色丸形(外径の直径が12cm)で、原則として埋め込み式	O		
			ボールを反発する補強材を使用しないこと	O		
	3.ゴールネット		白色以外はJリーグに申請すること	O		
			ゴールネットはゴールの後方にボールを立て安全な方法で取り付けられること	O		
	4 ベンチ	チームベンチ	13名以上(ACLは20名)着席できること	O		
			ベンチの屋根は観客の視野を妨げるものであってはならない	O		
		第4の審判員ベンチ	ベンチの屋根は透明であること	C		
			机付きで3名が着席でき、出入りができるスペースを確保すること	***		
	5.場内放送システム		ベンチの屋根は観客の視野を妨げるものであってはならない	O		
			ベンチの屋根は透明であること	C		
6.スコアボード(大型映像装置)		全てのエリア(観客席、諸室、コンコース、ピッチレベル)で明瞭に聞こえる場内放送システムを備えること	A			
		チーム更衣室などに一般用の放送が入らないよう切り替えができること	O			
7.時計(45分計)		J1は大型映像装置を設置すること。J2はメンバー掲示可能な電光掲示板を設置すること	B			
		0~45分間表示できる独立した時計を設置すること(スコアボードでの兼用可)	O			
8.メンバー掲示板		時計は、前半は0~45分、後半は45分~90分の間動作しなくてはならない。前後半それぞれの通常の競技時間の最後、45分と90分に、時計が止められなくてはならない	***			
		出場メンバーを表示できるもの(スコアボードでの兼用可)	O			
9.掲揚ボールまたはバトン		5本以上設置し、VIP席から視認できること	***			
III 諸室・スペース 関連	III.各諸室・スペースにおける共通項目	テーブル、椅子、電源、エアコン、携帯電話用電波の確保、電話(内線、外線)、テレビモニター、高速インターネット環境、共聴回線、時計	C	該当検査項目は※注で表示		
		1 競技	(1)チーム更衣室 ※注	2室 25人以上の更衣設備を備えること(ACLは30人)	A	
				120㎡程度	***	
1 競技	(1)チーム更衣室 ※注	温水シャワー8基以上、マッサージ台、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボードを設置	A			
		ピッチまでの距離が等距離であること	C			

	必須とされる設備	内容	検査基準	備考	
Ⅰ 競技関連	(2) 審判更衣室 ※注	4人の更衣設備を備え、7人以上収容可能な部屋	A		
		チーム更衣室から離して設置すること	★★★		
		温水シャワー、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボード、冷蔵庫を設置すること	A		
	(3) 室内 ウォーム アップエリア	チーム用	両チームが同時にかつ別個に使用できること	★★★	
		審判用	人工芝であること	C	
	(4) マッチ・コーディネーション・ ミーティング室 ※注	審判用	審判が専用ウォームアップできるスペースを確保すること	C	
			13人以上収容可能な部屋	○	
			応接セット、テレビモニター、録画再生装置	A	
	Ⅱ 諸室・スペース	(5) ドーピングコントロール室 ※注	チーム更衣室、審判更衣室の近くにあること	○	
			選手のプライバシーが守られる場所に設置すること(観客、メディアが近づきにくい場所)及び可能な限りピッチから移動しやすい場所	○	新たに設置・改修する際には、設計時にJADAへ相談すること。
待合室、検査室(1~2室)、トイレ(1~2室)、温水シャワー(1室)が設備されていること 検査室は待合室から直接出入りできること。検査手続き中、他の検査対象選手の目に触れることのないような構造であること トイレは検査室から直接出入りできる、もしくは他の検査対象選手の目に触れることなく出入りできること			A		
(1) 運営本部室 ※注		待合室:(1室:12名以上収容可能)	10名程度が座れる椅子またはソファ、4名の選手が書類作業できる机、冷蔵庫(飲料用)、テレビ、DVD等録画再生装置	★★★	椅子は選手が汗をかいたまま座れるもの。テレビは当日の試合状況が確認できること。
		温水シャワー:選手が使用中、検査員が濡れることなく扉を開けた状態で選手の監視が可能な構造	検査室:作業机と椅子4脚(4脚中1脚は肘かけ・キャスター付き)、キャビネット、冷蔵庫(検体一時保管用)	A	キャビネットは高さ1m前後、立って上で書類作業等ができるもの。
		鏡付き洗面台:検査室内またはトイレ内	トイレ:2名で入っても十分な広さ(例・障がい者用トイレ等)	C	
		トイレの便器横には、検体が置けるような台(トイレトペーパーホルダーの上が平坦、または小さな台)が設置されていること 洗面台には、検体が置けるような台が設置されていること 温水シャワーは待合室から直接出入りできる位置に設置すること			
Ⅲ 運営関係		(2) 記録室 ※注	100㎡程度	★★★	
			テレビ、監視カメラモニター、高速コピー機、FAX	★★★	
			チーム更衣室、審判更衣室への連絡用プザーを設置すること	C	
	場内放送室、大型映像操作室、記録室、第4の審判員ベンチとの有線インカム(ヘッドセット)を設置すること		C		
	(3) 場内放送室 ※注	ピッチ全体が見渡せることができ、原則、個室であること	○		
		4人が原則、横に並んで座れる広さであること	A		
		LAN回線、テレビモニター、録画再生装置	A		
	(4) 大型映像操作室 ※注	ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること	★★★		
		3人が横に並んで座り、マイクや書類を置く机および機材を設置できる広さであること	★★★		
		大型映像装置と連携できること 窓は開閉できるようにすること	A		
(5) 警備・消防司令室兼控室 ※注	ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること	★★★			
	場内放送システムと連携できること	A			
	窓は密閉してあること	★★★			
(6) 医務室 ※注	観客席全体が見渡せる場所に設置すること	★★★			
	50㎡程度	★★★	試合中に救急車が待機している場合、頭部、頸部固定可能な担架は救急車車載のもので良い		
	ベッド、AED、担架(2台) および頭部、頸部の固定可能な担架(1台)	○			
(7) その他	洗面台、冷蔵庫、製氷機 および頭部、頸部の固定可能な担架(2台)	A			
	緊急車両用駐車場に直接アクセスできること	★★★			
	セキュリティストッフ控室、ボランティアスタッフ控室、ボールパーソン更衣室、エスコートキッズ控室、前座試合用チーム更衣室、マスコット・演出関係控室、現金管理室等	C			
Ⅳ VIP	(1) VIP受付	ごみ集積所を設置すること	A		
		VIP用の屋根付き専用入口と受付を設置すること	★★★		
	(2) VIPラウンジ ※注	VIP用駐車場から直接アクセスでき、メディアのアクセスを規制できること	C		
Ⅴ メディア関連	(1) メディア受付	VIP席から直接アクセスできること	★★★		
		メディア用の屋根付き専用入口と受付を設置すること	★★★		
	(2) 記者室 ※注	メディア用駐車場から直接アクセスできること	C		
		80人以上収容可能な部屋	★★★		
(3) メタラン(フォトグラフィ、TVクルー)室 ※注	ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机を設置すること	○			
	テレビ、録画再生装置、公式書類用ラック、冷蔵庫を設置すること	A			
	40人以上収容可能。カメラ用ロッカー、冷蔵庫を設置すること	★★★			
	ピッチへの容易なアクセス動線が確保できること	A			

	必須とされる設備	内容	基準	備考	
III 諸室・スペース	4 メディア関連	(4)記者会見室 ※注	200㎡程度	★★★	
			選手・監督用とメディア用の出入口を分けて設置すること	★★★	
			前部には選手・監督用、後部にはテレビカメラ用のプラットホームをそれぞれ設置すること	A	
			バックパネルを設置できること	O	
		(5)ミックスゾーン	チーム更衣室とチーム用駐車場との間で、記者室、カメラマン室、記者会見室よりアクセスしやすい場所に設置すること	A	
			バックパネル、柵が設置できること	A	
	(6)フラッシュインタビュー ポジション	ピッチとチーム更衣室との間に、3mx3mのスペースを設けること	O		
		バックパネルが設置できること	O		
	5 中継関連	(1)実況放送室 (テレビ、ラジオ) ※注	5箇所設置できること	★★★	
			ピッチ全体が見渡せること。また、テレビモニターや書類を置く机および機材を設置できる広さであること。テレビ中継を行う部屋については4人が横に並んで座れること。	B	
			C型コンセント(30A)を2系統および端子盤を備えること	C	
			窓がフルオープンになること	★★★	
シャッターを備えること			C		
ドアの下にケーブル用の通線口があること(館内共聴の場合は不要)			B		
(2)中継スタッフ控室※注		中継を行うスタッフの控室を設置すること	B		
(3)テレビ中継カメラ 設置スペース		メインスタンド中央部に4台分(4㎡×4台)を確保し、TV中継カメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること	B		
		メインスタンド両外側のパネルティエリアのライン延長線に各2台分(4㎡×4台)	B		
		両ゴール裏中央部に各2台分(4㎡×2台)	B		
		特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	O		
		(4)テレビニュース関連 ENGカメラ設置スペース	メインスタンド中央部に10社分(4㎡×10社)を設置し、ENGカメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること	B	
	特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること		O		
(5)伝送用機材等 設置スペース	スタジアムからテレビ局および中継基地へ試合中継映像を伝送するためのアンテナを設置するスペース	O			
	衛星へ伝送するためのアンテナ搭載車両設置スペース	O			
(6)ケーブル設置 スペース	中継車とテレビカメラおよび実況放送室間に設置すること	O			
	観客や車両にケーブルが踏まれないこと 端子盤を備えること	O C			
6 看板関連	(1)ピッチ周り	看板設置により、観客席の視界を妨げないこと	O		
		看板設置面が平坦であり、看板類が設置できないほど傾斜を急にしないこと	O		
		看板の後方にボールパーソンやカメラマンが行き来できるスペースを確保すること	★★★		
	(2)電源確保	ピッチ周辺に看板を乗せた台車が通れる動線を確保すること	B		
回転式もしくは電光看板操作を行う場所として、雨風がしのげ、ピッチが見渡せる位置に長机1つ分のスペースと電源を確保すること		A			
		電光看板用の専用電源(特殊)があること	C		
IV アクセス関係	1 駐車場	(1)一般用	公共交通機関が充実していない場所では、入場可能数に見合う台数の駐車場を確保すること	A	
		(2)車椅子用	車椅子用のゲートにアクセスしやすい場所に設置すること	O	
			車椅子用駐車場は、車椅子席と同数設置すること	B	
		(3)団体バス用	ツアーバスが駐車できるスペースを確保すること	O	
		(4)チーム用	1チームあたり、大型バス1台、ワゴン車2台分のスペースをチーム入口付近に確保すること (ACLは大型バス1台、4tトラック1台、乗用車1台)	O	
		(5)緊急車両用	警察、消防、救急車等の緊急車両用の駐車場を確保すること	O	
			救急車がピッチ内まで入れる動線を確保すること	A	
		(6)VIP用	VIP受付にアクセスしやすい場所に設置すること	A	
			VIP席の数に見合う駐車場を確保すること	B	
		(7)メディア用	撮影機材などの荷物が多いメディア用の駐車場を確保すること	A	
		(8)テレビ中継用	以下の車が駐車できるスペースを確保すること(中継車、衛星車、電源車、機材車、支援車)	O	
			放送ブースに近接し、ケーブルの敷設に問題ない場所を確保すること 電源、端子盤、館内共聴を設置すること	O ★★★	
(9)大型トラック用	広告看板などの大型搬入物を設置・撤去する大型トラック用の駐車場を確保すること	A			
(10)売店用	スタッフのために十分な駐車スペースを確保すること	O			
	売店用、ケータリング搬入車両は、スタジアム内部の搬入口に近い場所に設置すること 夏季は、飲食物用の保冷車の駐車場も考慮すること	O A			
(11)シャトルバス用	シャトルバスを運行する場合は、シャトルバスのバスプールを設置すること	★★★			
(12)その他関係者用	その他関係者に必要な駐車場を確保すること	A			
2.駐輪場	観客のための駐輪場を、アクセス環境に鑑みて設置すること	A			
3.シャトルバス乗降所	シャトルバスを運行する場合は、バスの行先別に待機列スペースがある乗降所を設置すること	B			
4.タクシー乗降所	メディア、VIP、関係者が利用できるタクシー乗降所を設置すること	O			

	必須とされる設備	内容	検査基準	備考
V 観 客 用 設 備	1.入場券売場 ※注	入場ゲート付近に複数の窓口を設置すること	A	
		施錠でき、セキュリティが確保されていること	C	
		入場券購入者のための庇(ひさし)があり、雨に濡れないこと	A	
		販売するチケットの席種、料金を掲示できること	O	
	2.入場待機スペース	ホーム用、ビジター用に分けて待機列が設けられる十分な広さを確保すること	★★★	
		外周全体は夜間でも安全が確保できる照明を設置すること	B	
		待機列が、関係者入口、搬入口と交差しなくて設けられるようにすること	★★★	
	3.入場ゲート	観戦エリアに応じた入場ゲートを設置すること(ビジターサポーターの分離)	O	
		屋根、電源、照明を設置すること	A	
		手荷物検査、ピン、缶を移し替える設備があること	O	
		ワンタッチバスが設置できるスペースがあること	O	
		車椅子用の入場ゲートがあり、スロープ等で車椅子席にアクセスできること	★★★	
		スタジアム基本原則を定め、それらを観客が読めるように掲示すること。最低でも以下の情報を含まなければならない ①入場する権利、②試合の中止または延期、③禁止事項(自粛事項)、④座席のルール、⑤スタジアムから追放される事由、⑥緊急避難経路	O	
	4.総合案内所 ※注	観客用ゲートなど、分かりやすい場所に設置すること	O	
		運営本部室と連携が取れ、迷子、落し物対応ができること	O	
	5.救護室 ※注	どの席からもアクセス可能な場所に複数設置し(仮設でも可)、応急セットを備えること	O	
	6.AED	医務室に1台および救護室もしくは観客エリアに2台以上備えること	O	
	7.授乳室 ※注	どの席からも誘導でき、アクセス可能な場所に設置すること	O	
	8.喫煙スポット	観客動線から隔離でき、どの席からもアクセス可能な場所に設置(場外で可)	O	
		分煙となっており、排煙設備を備えていること	★★★	
	9 ・ ト イ レ	どの席からもアクセス可能な場所に設置すること	O	
		1000人の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性の観客1000人に対し、男性用小便器8台を備えること ※	★★★	
		洗面台が設置されていること	★★★	
ハンドドライヤー、おむつ換えベッドを設置すること		★★★		
多目的トイレ		車椅子席からアクセス可能な場所に、席数に応じた数を設置すること	O	
場外のトイレ	開門前に使用できるトイレが観客用ゲート付近にあること	★★★		
10.コンコース	十分な広さがあり、適度な明るさが保たれていること	★★★		
	屋根で覆われていること	★★★		
	トイレ、飲食売店、グッズ売店、救護室、授乳室が設置されていること	★★★		
	緊急避難用の動線を確保すること	O		
11. 通路、階段	観客エリア内のすべての一般用通路、階段、扉およびゲートは、明るい色で塗装すること。観客席からフィールドへ移動するためのゲートも含まれる	C		
	スタジアム内のすべての出口、ゲートおよび観客席からフィールドへ移動するためのゲートは観客席からみて外側に開くよう設置し、施錠装置が取り付けられていること	C		
12. 公衆電話	必要に応じて公衆電話を設置すること	C		
1 3 ・ 飲 食 設 備	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること	O		
	温かい飲食物が提供できること	A		
	売店外装に企業名・ロゴ、メニュー、料金表示できること	O		
	電源、照明が確保されること(スタジアム外周、コンコースを含む)	A		
	観客席以外でも飲食が可能なテーブルやカウンターを設けること	A		
	待機動線がトイレと近くならないよう設置場所に配慮すること	A		
14.グッズ売店	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること	O		
	電源、照明を設置すること	A		

※注「各諸室・スペースにおける共通項目」適用箇所

※(参考) 2011年7月改訂のFIFAサッカースタジアム技術的推奨および要件(第5版)によるトイレの基準は次のとおり

男性の観客1000人に対し、男性用小便器15台、洋式トイレ3台、洗面台6台

女性の観客1000人に対し、洋式トイレ28台、洗面台14台

※【入場可能数】

ホームゲーム開催時に使用可能な数を指し、下記(1)、(2)、(3)の合計数とする。

(1) 入場券が発券できる座席の数

イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない。

ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む。

ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない。

ニ. 立ち見エリアは施設管理者と協議の上入場可能な数とするが、新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、観客席数の立ち見席1席あたりを以下の通りとする。

1段床あたり1人、1人あたりの幅は45cm以上、段床の奥行は80cm以上

(2) 前号以外の座席の数

イ. 常設のVIP席。

ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない。

(3) 車椅子席の数

イ. 車椅子観戦エリアは座席がないが、車椅子1台分につき1席と数える。

ロ. 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める。

【結果報告その他】

	検査実施日
	年 月 日
	検査担当者の署名・捺印
	(印)

J3スタジアム検査要項 [2014年度用]

スタジアム名

検査基準
 ○=必ず具備しなければならない条件
 A=2015年6月までに必ず具備しなければならない条件
 B=2017年6月までに必ず具備しなければならない条件
 ★★=具備が必要とされるものの、期限については今後検討を続けていく条件
 ※検査要項を満たすスタジアムの建設が見込まれている場合を除く

検査項目

設備	内容	検査基準	備考		
I ・ スタジアム規模	1.入場可能数※	原則として5,000人以上（メインスタンドに椅子席があること 芝生席は入場可能数とみなさないがその取扱いは個別対応）	○		
	2 ・ 座席	(1)観客席	メインスタンドに椅子席の座席があること（ベンチシートは1席あたりの幅を45cm以上とする）	○	個席： 席
			どの座席からも、ピッチ全体が見渡せること	○	椅子席： 席 立ち見： 席
		(2)車椅子席	介助者の椅子を備えること 観戦の際の安全が確保されていること	○	ホーム用： 席
		(3)VIP席	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで個席を設置すること	○	ピッチャー用 席
		(4)マッチコミッショナー席（含・アセッサー）	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること 机付きで4名着席でき、ピッチの笛が聞こえること（マッチコミッショナー、補助員、審判アセッサー、副審アセッサー）	○	
	(5)記者席	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机と電源を設置すること	○	席	
	3.屋根	できるだけ多くの観客席を覆うこと 屋根または照明に避雷針を備えていること	★★★ A		
	4.照明	ピッチ内のいずれの箇所においても照度1,500ルクス以上の明るさを保持し、均一であることが望ましい	★★★		
	II ・ 競技用設備	1 ・ ピッチ	(1)寸法	105m×68m	○
(2)天然芝			平坦であること 原則として常緑であること 水はけが良いこと	○ ○ B	
2.ゴール		白色丸形（外径の直径が12cm）で、原則として埋め込み式 ボールを反発する補強材を使用しないこと	○ ○		
3.ゴールネット		白色以外はJリーグに申請すること ゴールネットはゴールの後方にボールを立て安全な方法で取り付けること	○ ○		
4 ・ ベンチ		チームベンチ	13名以上着席できること ベンチの屋根は観客の視界を妨げるものであってはならない	○ ○	
		第4の審判員ベンチ	机付きで3名が着席でき、出入りができるスペースを確保すること ベンチの屋根は観客の視界を妨げるものであってはならない	B ○	
5.場内放送システム		全てのエリア（観客席、諸室、コンコース、ピッチレベル）で明瞭に聞こえる場内放送システムを備えること チーム更衣室などに一般用の放送が入らないよう切り替えができること	B ○		
7.時計（45分計）		0～45分間表示できる独立した時計を設置すること（スコアボードでの兼用可）	○		
8.メンバー掲示板		出場メンバーを表示できるもの（スコアボードでの兼用可）	○		
9.掲揚ボールまたはバトン	3本以上設置し、VIP席から視認できること	○			
III ・ 諸室・スペース	1 ・ 競技関連	(1)チーム更衣室	2室の更衣設備を備えること 温水シャワー、洋式トイレ、ホワイトボードが利用できること	○ ○	
		(2)審判更衣室	4人の更衣設備を備え、7人以上収容可能な部屋 温水シャワー、洋式トイレ、ホワイトボードが利用できること	○ ○	
		(3)チーム用室内ウォームアップエリア	両チームが同時にかつ別個に使用できること	B	
		(4)マッチ・コーディネーション・ミーティング室	13人以上収容可能な部屋 チーム更衣室、審判更衣室の近くにあること	○ ○	
	(5)ドーピングコントロール室	選手のプライバシーが守られる場所に設置すること（観客、メディアが近づくことが出来ない場所）及び可能な限りピッチから移動しやすい場所 待合室、検査室（1～2室）、トイレ（2名入っても十分な広さ）、温水シャワー（1室）が設備されていること 検査室は待合室から直接出入りできること。検査手続中、他の検査対象選手の目に触れることのないような構造であること トイレは検査室から直接出入りできる、もしくは他の検査対象選手の目に触れることなく出入りできること	○	新たに設置・改修する際には、設計時にJADAへ相談すること。	
	2 ・ 運営関係	(1)運営本部室	運営本部を備えていること	○	
		(2)記録室	ピッチ全体が見渡せることができ、原則、個室であること	○	
(3)場内放送室		ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること	○		
(4)警察・消防司令室兼控室	観客席全体が見渡せる場所に設置すること	B			
(5)医務室	ベッド、洗面台、冷蔵庫、AED、担架（2台）および頭部、頸部の固定可能な担架（1台）	A			
3 ・ メディア関係	(1)記者室	ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机を設置すること テレビ、録画再生装置、公式書類用ラック、冷蔵庫を設置すること	○ B		
	(2)カメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室	ピッチへの容易なアクセス動線が確保できること（記者室との兼用可）	○		

	設備	内容	検査基準	備考	
Ⅲ・諸室・スペース	3・メディア関連	(3)記者会見室	バックパネル、音響設備、マイク(司会用、選手監督用、通信用、質疑応答用)を設置できること	○	
		(4)ミックスゾーン	チーム更衣室とチーム用駐車場との間で、記者室、カメラマン室、記者会見室よりアクセスしやすい場所に設置すること	B	
			バックパネル、柵が設置できること	B	
		(5)フラッシュインタビュー・ポジション	ピッチとチーム更衣室との間に、3mx3mのスペースを設けること	○	
			バックパネルが設置できること	○	
	4・中継関連	(1)実況放送スペース(テレビ、ラジオ)	ピッチ全体が見渡せる雨に濡れない席に配置し、テレビモニターや書類を置く机および機材を設置できる広さであること	○	
		(2)テレビ中継カメラ設置スペース	メインスタンド中央部に配置し、TV中継カメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること 特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	○	
		(3)テレビニュース関連ENGカメラ設置スペース	メインスタンド中央部に配置し、ENGカメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること 特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	○	
		(4)ケーブル設置スペース	中継車とテレビカメラおよび実況放送スペース間に設置すること 観客や車両にケーブルが踏まれないこと	○	
	5・板間・通看	(1)ピッチ周り	看板設置により、観客席の視界を妨げないこと 看板設置面が平坦であり、看板類が設置できないほど傾斜を急にしないこと	○	
Ⅳ・アクセス関係	1・駐車場	(1)一般用	公共交通機関が充実していない場所では、入場可能数に見合う台数の駐車場を確保すること	A	
		(2)車椅子用	車椅子用のゲートにアクセスしやすい場所に設置すること	○	
		(3)団体バス用	ツアーバスが駐車できるスペースを確保すること	○	
		(4)チーム用	1チームあたり、大型バス1台、ワゴン車2台分のスペースをチーム入口付近に確保すること	○	
		(5)緊急車両用	警察、消防、救急車等の緊急車両用の駐車場を確保すること	○	
			救急車がピッチ内まで入れる動線を確保すること	A	
		(6)VIP用	VIP受付にアクセスしやすい場所に設置すること	A	
		(7)メディア用	撮影機材などの荷物が多いメディア用の駐車場を確保すること	A	
		(8)テレビ中継用	以下の車が駐車できるスペースを確保すること(中継車、衛星車、電源車、機材車、支援車) 放送ブースに近接し、ケーブルの敷設に問題ない場所を確保すること	○	
		(9)大型トラック用	広告看板などの大型搬入物を設置・撤去する大型トラック用の駐車場を確保すること	A	
		(10)売店用	スタッフのために十分な駐車スペースを確保すること	○	
(11)その他関係者用	その他関係者に必要な駐車場を確保すること	A			
2.駐輪場	観客のための駐輪場を、アクセス環境に鑑みて設置すること	A			
3.シャトルバス乗降所	シャトルバスを運行する場合は、バスの行先別に待機スペースがある乗降所を設置すること	B			
4.タクシー乗降所	メディア、VIP、関係者が利用できるタクシー乗降所を設置すること	○			
Ⅴ・観客用設備	1.入場券売場	入場ゲート付近に設置すること	○		
		販売するチケットの席種、料金を掲示できること	○		
	2.入場待機スペース	外周全体は夜間でも安全が確保できる照明を設置すること	B		
		観戦エリアに応じた入場ゲートを設置すること(ビジターサポーターの分離) 屋根、電源、照明を設置すること	○		
	3.入場ゲート	手荷物検査、ビン、缶を移し替える設備があること	B		
		ワンタッチバスが設置できるスペースがあること	○		
		スタジアム基本原則を定め、それらを観客が読めるように掲示すること。最低でも以下の情報を含まなければならない ①入場する権利、②試合の中止または延期、③禁止事項(自肅事項)、④座席のルール、⑤スタジアムから追放される事由、⑥緊急避難経路	○		
		スタジアム基本原則を定め、それらを観客が読めるように掲示すること。最低でも以下の情報を含まなければならない ①入場する権利、②試合の中止または延期、③禁止事項(自肅事項)、④座席のルール、⑤スタジアムから追放される事由、⑥緊急避難経路	○		
	4.総合案内所	観客用ゲートなど、分かりやすい場所に設置すること 運営本部室と連携が取れ、迷子、落し物対応ができること	○		
	5.救護室	どの席からもアクセス可能な場所に設置し(仮設でも可)、応急セットを備えること	○		
		AEDを備えること	B		
6.授乳室	どの席からも誘導でき、アクセス可能な場所に設置すること	○			
7.喫煙スポット	観客動線から隔離でき、どの席からもアクセス可能な場所に設置(場外で可)	○			
イ ⁸ ・レ ^ト	トイレ	どの席からもアクセス可能な場所に設置すること	○		
	多目的トイレ	車椅子席からアクセス可能な場所に、席数に応じた数を設置すること	○		
9.コンコース	緊急避難用の動線を確保すること	○			
1 ⁰ ・食 ⁰ ・販 ⁰ ・店 ¹	飲食売店	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること	○		
	売店外装に企業名・ロゴ、メニュー、料金表示できること	○			
11.グッズ売店	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること	○			

※【入場可能数】

ホームゲーム開催時に使用可能な数を指し、下記(1)、(2)、(3)の合計数とする。

- (1) 入場券が発券できる座席の数
 - イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない。
 - ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む。
 - ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない。
- 二. 立ち見エリアは、施設管理者と協議の上、入場可能な数とするが新設及び大規模改修を行うスタジアムについては観客席の立ち見エリアの1席あたりを以下の通りとする。
1段床あたり1人、1人あたりの幅は45cm以上、段床の奥行きは80cm以上
- (2) 前号以外の座席の数
 - イ. 常設のVIP席。
 - ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない。
- (3) 車椅子席の数
 - イ. 車椅子観戦エリアは座席がないが、車椅子1台分につき1席と数える。
 - ロ. 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める。